

国の令和6年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う

ガス料金・電気料金の値引きについて

野田ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の令和6年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、「本事業」）」について、2024年12月24日付で採択された^{*1}ことを受け、2025年2月検針分から2025年4月検針分（2025年1月使用分から2025年3月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*1：野田ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2024年12月24日付で採択されております。

1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月 （税込み）

年月(検針月)	2025年		
	2月検針分 (1月使用分)	3月検針分 (2月使用分)	4月検針分 (3月使用分)
ガス料金(1m ³ あたり)	10.0円		5.0円
電気料金 (1kWhあたり)	低圧	2.5円	1.3円
	高圧	1.3円	0.7円

（対象外となるお客さま）

- ・ガス料金：年間契約量が1,000万m³以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）。
- ・電気料金：特別高圧電気をご契約のお客さま。

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2025年3月1日需給開始、2025年3月10日検針の場合、その電気料金には1.3円/kWhの値引きを適用）

2. 標準家庭における影響額 （税込み）

	2025年2月・3月検針分	2025年4月検針分
ガス料金	10.0円×30m ³ = 300円	5.0円×30m ³ = 150円
電気料金(低圧)	2.5円×400kWh = 1,000円	1.3円×400kWh = 520円

※上記は、月あたりガス使用量30m³、電気使用量400kWhの場合の計算例です。

※実際のお客さまへの値引き額は、上記にならない「値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。